

同日議員から左の議案が提出された。
よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。

女子教育職員の出産に際しての補助
教育職員の確保に関する法律の一部
を改正する法律案（豊瀬植一君外四
名発議）

同日内閣から左の議案が提出された。
ばい煙の排出の規制等に関する法律
の一部を改正する法律案

同日内閣から左の議案が提出された。
地代家賃統制令の一部を改正する法
律案（木村守江君外六名提出）

同日議長は、左の内閣提案案を商工委
員会に付託した。

同日議長は、左の内閣提案案を商工委
員会に付託した。

同日議長は、左の内閣提案案を予備審
査のため衆議院に送付した。

同日議長は、左の議員提出案を予備審
査のため衆議院に送付した。

同日議長は、左の議員提出案を予備審
査のため衆議院に送付した。

同日議長は、左の議員提出案を予備審
査のため衆議院に送付した。

同日議長は、左の議員提出案を予備審
査のため衆議院に送付した。

同日議長は、左の議員提出案を予備審
査のため衆議院に送付した。

同日議長は、左の議員提出案を予備審
査のため衆議院に送付した。

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

大蔵委員 池谷 邦彦君 小平 芳平君

社会労働委員 小平 芳平君

の通りである。

大蔵委員会 理事 渋谷 邦彦君（渋谷邦彦君の補欠）

社会労働委員会 理事 德永 正利君（鹿島俊雄君の補欠）

（丹羽保次郎の後） 古賀 逸策

（五月十日任期満了による再任） 秋山 龍

記

（同日任期満了の後） 古賀 逸策

（任） 厚生省公衆衛生局長

（事務代理） 館林 宣夫君

（同日内閣総理大臣から議長宛、厚生省
公衆衛生局長尾村偉久君の第四十三回
国会政府委員を免じた旨の通知書を受
領した。）

（同日議長は、内閣総理大臣宛、左の者を
第四十三回国会政府委員に任命するこ
とを承認した旨回答した。）

（同日議長は、左の内閣提案案を商工委
員会に付託した。）

○議長（重宗雄三君） 日程第一、電波
監理審議会委員の任命に関する件を議
題といたします。

内閣から、電波法第九十九条の三第三
項の規定により、秋山龍君、古賀逸
策君を電波監理審議会委員に任命する
ことについて、本院の同意を求めて参
りました。

本件に同意することに賛成の諸君の
起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重宗雄三君） 総員起立と認め
ます。よつて本件は、全会一致をもつ
て同意することに決しました。

（同日議長は、左の内閣提案案を商工委
員会に付託した。）

○議長（重宗雄三君） 総員起立と認め
ます。よつて本件は、全会一致をもつ
て同意することに決しました。

（同日議長は、左の内閣提案案を商工委
員会に付託した。）

○議長（重宗雄三君） 日程第二、緊急
質問の件。

○議長（重宗雄三君） 小柳勇君から、F 105 戰闘機駐留
に関する緊急質問が提出されておりま
す。小柳君の緊急質問を行なうことに
御異議ございませんか。

○議長（重宗雄三君） この際、お諮りいたします。佐野芳
雄君から、病氣のため、八日間請假の
申し出がございました。これを許可す
ることに御異議ございませんか。

○議長（重宗雄三君） 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（重宗雄三君） 御異議ないと認
めます。発言を許します。小柳勇君。

〔小柳勇君登壇、拍手〕

○小柳勇君 私は、日本社会党を代表
いたしまして、F 105 サンダーチーフ・
ジェット戦闘機を福岡板付基地に配置
することに關して、総理並びに閣僚大

臣に緊急質問をいたすものであります。
去る七日、米空軍司令官が突如とし
てF 105 ジェット戦闘機の板付基地配置
を発表して、すでに十六機が住民の反
対のさなかに飛来し、着陸を敢行して配
置についたのでござります。そして、逐
次増加して七十五機になるというの
であります。板付基地には、F 100 戰術
戦闘航空団、F 102 迎撃戦闘航空団が配
置され、戦闘訓練のため、市内はもち
ろん、都市周辺は、爆音と騒音で勉強
も仕事も手につかないようなりざま
であります。また、先般来たびたび墜落
事故が起こりまして、住民の生活不安は
募り、戦々きよらきようの状態でもあり
ます。したがつて、板付基地を移動して
もらいたいといふ声は、地域住民の切な
る願いであり、県も市も、正式に基地移
転を政府に要請していただやさきであります。

（同日議長は、左の内閣提案案を商工委
員会に付託した。）

ストックを爆撃してそのまま引き返せる。速度は音速の二・二倍、板付から北京へ一時間もかかるないという高性能の飛行機であります。

この性能から見れば、当然F-105ジェット戦闘機は、原水爆を主戦力とする離作戦に使用する第一線機であります。今は間違いないのであります。今、国内には原子力潜水艦寄港の問題で世論が沸騰いたしております。これは原子力潜水艦であるところに問題があります。今、国内で動き、かつ、核兵器を発射できる潜水艦であるところに問題があります。

学術会議なども反対いたしまして、国際化の問題として、われわれは対処いたしておるところであります。

われわれが、今、F-105ジェット戦闘機の板付基地配置に反対し、同時に原子力潜水艦寄港に反対いたしておられます。今まででは核兵器ではないといつたましても、核弾頭を取りつけさせすれば直ちに核兵器となり得る。これら一連のもの 국내持ち込みして参る、これをおそれながら、アメリカのアジア軍事体制の強化であると言わなければなりません。

しかも、核兵器の持ち込みは事前協議の対象でありますから、核兵器をはさして国内に持ち込み、自然に国民感情をこれに慣らしていくこととする、なしくずしの核武装整備であります。現在起こっているのは板付でございますが、三澤基地にもF-100型が配置されおります。また横田基地にもF-102ジェット戦闘機がありますから、近い将来にこの問題は必ず他の基地にも起こる問題だらうと存します。現在、百六十カ所の軍事基地が日本にござりますが、この基地にF-105ジェット戦闘機の配置を要機にして核武装がされる、そういうことを懸念いたしておるのであります。日本は安閑としてこれを見過すでありますましょか。アジアの緊張を激化するといふことは火を見るよりも明らかであります。

第三には、このような重要な兵力の変更が通告及び発表によって自由に行なえる、このこと自体が問題であります。安保条約締結当時の兵力及び装備付の単位といふものは、今日では格段の隔たりがあります。別の観点からこれを見直さなければなりません。第六条を規定するのだといふ不思議もあります。付属文書の取りきめにつきましては、現実に即して読み直さなければなりません。もちろん、生命と生活に不安を感じておられるからであります。もちろん、このことは、原水爆の被害がいかにおそ

しいか、このことに対する恐怖からであります。

そこで、総理大臣に対する第一の質問は、米軍に対する第一の質問であります。安保条約による防衛対しても、国民の不信感が満ち満ちてゐるであります。これをいかにしてねぐい去られるか、これが第一の質問であります。配置されたF-105ジェット戦闘機または寄港する原子力潜水艦に、アメリカは全力をあげてこれに反対いたしました。日本の政府も、このアメリカの立場を支持したのであります。日本の軍事基地が、新鋭の攻撃機、爆撃機によつて強化され、しかも核兵器化の懸念があるときに、近隣諸国は安閑としてこれを見過すでありますましょか。アジアの緊張を激化するといふことは火を見るよりも明らかであります。

生を阻止するため、決意を新たにされる意思はございませんか。(拍手)政

府と政府間の信頼も必要であります

が、より以上に国民と国民との信頼が

必要でありますと考へるのであります。國民の不信感を払拭するために、国外内に對してどのような措置をとられるか、お聞きしたいであります。

第二の質問は、基地移転を訴え続

けていた地元住民は、移転どころか、

さらに高度の基地化されようとする

F-105ジェット戦闘機の配置に憤慨を

いたしまして、超党派的に反対の行

動を起していります。

県知事も市長も、F-105ジェット戦

闘機の配置に反対をしております。

F-105ジェット戦闘機の配置に憤慨を

いたしまして、超党派的に反対の行

で、米軍に直接訴えなければなりません。核武装反対の運動は英國でも起っています。その運動によって起ころる責任は総理大臣にあると思うが、今後どのような措置をされるか、お伺いいたしたいのです。

次に、外務大臣に質問いたします。原子力潜水艦の寄港問題で、アメリカは、国民感情を考えて、大使館から外務省にあらかじめ要請をいたして参りました。ところが、外務大臣は、核兵器の持ち込みでない、他の潜水艦と同様に考えて、核兵器は持ち込まないということで、事前協議の対象としないと言つて、もたもたしておつた。その間に、今度は、F105戦闘機を、突然、要請もないままに配置をしたのでござります。事前協議といふのは一体何のためにあるのでしょうか。政府对政府の不安、国民の不安を解消するためにこそ、事前協議はあると思ふのであります。みずから事前協議の権利を放棄して、国民の不安を残しましたまゝ、国民に米国の戦略を押しつけているという印象が強いのであります。言いわけのみをしているように見えます。国民の不安を解消する方向でアメリカを事前協議に引き込んでいくという努力はしないのかどうか、お伺いしたいのです。

官報(号外)

第二は、先日、外務委員会で、核兵器を持ち込まないから事前協議の対象ではないと答弁しておられます。原水爆では、原爆を搭載することを主任務とするF105戦闘機を配置して、原水爆を持ち込まないという根拠と保証は、一体どこにあるか。総理にも質問いたしましたが、重ねて外務大臣にも質問いたしましたところであります。

最後に、防衛庁長官に質問いたしました。第一の質問は、近く百万都市となるうとしている福岡市のどまん中に、軍事基地として板付基地があり、しかもここに、申し上げましたように、F100、102戦闘隊があるし、今回F105ジェット戦闘機七十五機の大部隊が配置され、訓練され、戦闘体制を強化しようとしているが、地域住民の生活と軍の作戦から見て、軍事基地として、一体、板付が適当であると思うのかどうか。民間航空の拡充の問題もあります。軍の航空基地と併存しているといふ問題もあります。不適当と考えるならば、一日も早く基地を移転すべきであると考へる。基地移転については、県、市一体となつて申し入れをいたしておりますが、その後、基地移転の問題はどうなつておるか、防衛庁長官にお伺いいたすのであります。

第二の質問は、配備されますと、当然起つてくる問題は、滑走路の問題と騒音の問題であります。現在までのところ地には、もろもろとあります。先般來、滑走路の延長の問題で紛糾いたしておきました。今度さらにF105ジェット戦闘機が配備されますと、われわれは、滑走路が足らない、延長の問題が、当然滑走路が足らない、延長の問題が起ることを考えるが、この問題について、地元では、もう、まかりならぬといつています。無理をまた主張するのではないかという心配もありますが、この問題はいかがであるか。また、騒音防止の問題は、今日までしばしば国会で論争されました。大地もくずれるばかりに地響きを立てて離着陸するジェット戦闘機の騒音は、生活の脅威であります。騒音対策についてしばしば問題になりましたが、一体、防衛庁長官はどうお考へになるか。これが第二の質問であります。

以上で各大臣に対する質問は終わります。私は、この重要な段階でありますが、私は、この重要な段階に、核武装禁止と核戦争反対の運動による議論は、私は、はなはだしい誤解に基づくか、あるいは事実を曲げておる議論と思うのであります。御承知のこととく、安保条約によりまして、核兵器の持ち込みにつきましては事前協議の配備は突如として行なわれたといふことであります。また、事前協議事項でございます。また、事前協議事項でございますが、アイゼンハワーダー統領及び岸前総理の共同声明によりまして、日本の意思に反して行動するこ

ではないと声明をいたしております。

また、政府はたびたび核兵器の持ち込みは拒否すると宣言しているのでござります。また、この事實を十分お考えいただきまして、日本国民が誤解やあ

りたしまして、原水爆を使用できる兵器、兵力、一切の入国を禁止するといふことを国内に持ち込まないから事前協議の対象でないというような形式論的な論議ではなくて、原水爆を使用できる兵

器、兵力、一切の入国を禁止するといふことを国内に持ち込まないから事前協議の対象でないといふことを

訴えて、イギリスでも起つておりますが、核武装反対の運動が日本の全体の世論となりますように切に訴えて、私の質問を終わる次第であります。(拍手)

〔國務大臣池田勇人君登壇、拍手〕
○國務大臣(池田勇人君) お答えいたします。

なお核兵器禁止の問題、いわゆる実験禁止あるいは非核武装の考え方には、われわれも賛成でござります。極力この議論を世界に向かつて言つていいふうに努力いたしたいと思います。その努力を続けるつもりでございま

す。

〔國務大臣大平正芳君登壇、拍手〕
○國務大臣(大平正芳君) 小柳議員の御質問によりますと、このF105戦闘機の配備は突如として行なわれたといふことでござりますが、このF105に更新近代化していく計画は、ずっと以前から行なわれてゐるのでございまして、ヨーロッパはもとより、太平洋地域におきましても逐次行なわれてゐるわけだとございまして、こういう兵器の近代化計画の一環として、今回板付基

地におきましての更新が行なわれるというにすぎないわけでござります。

また、原子力潜水艦は、原子力を推進力とする潜水艦は、すでに七年前から就航いたしておりまして、十数カ国にすでに寄港いたしておりますし、百回以上の寄港を見ておりまして、何ら安全性についての危惧はないわけでございます。したがいまして、こういう問題が、いわゆる安保条約の事前協議の対象としての重要な装備の変更といふようには、私どもは理解していなわけですございまして、事前協議事項に該当しないことを、無理やりにこれを事前協議の対象にするといふような意図は、私ども毛頭持つておりません。

それから、核兵器の持ち込みにつきましての日本政府の不動の方針は、今、総理大臣からお示しがあつたわけ

でござりますが、私どもは、このことを、国民はもとより、内外に精力的に徹底するよう努力いたしまして、一部の国民の誤解を解くようになつたたいと思うのでござります。

くれぐれも申し上げますが、核兵器の破壊力からわが国を守らなければならぬことの意欲におきましては、小柳さんに決して劣るものではありません。今回の兵器の更新にいた

しましても、これは要するに戦争を抑制するという努力でございまして、これが国際緊張を悪化、強化するといふような性質のものでないことは、戦後十数年にわたりまして、アメリカ軍におきましても、寸土といえども他国を攻略いたしておきませんし、自由世界をいかにして擁護するかというために、近代兵器の成果を活用いたしまして、その防衛力を強化しておるというにすぎないわけでござりますので、その点につきましては、くれぐれも誤解のないようにお願ひいたしたいと思ひます。(拍手)

〔國務大臣志賀健次郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(志賀健次郎君) 御質問の第一点、板付基地の移転の問題でございますが、いろいろ考へてはおりますけれども、今日具体的な検討に入る

にすぎないわけでござりますので、その点につきましては、くれぐれも誤解のないようにお願ひいたしたいと思ひます。(拍手)

〔國務大臣志賀健次郎君登壇、拍手〕

○議長(重宗雄三君) 日程第三、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず委員長の報告を求めます。社会労働委員長加瀬完君。

〔審査報告書は都合により第二十二号末尾に掲載〕

一部を改正する法律案

一、前号に掲げる者に準ずる労務者として政令で定める者

二、前項の在職期間の合算是、第二条第一号に掲げる者に該当する労務者としての在職期間及びその期

間の前の同項各号に掲げる者としての在職期間が、いずれも前後引き続いている場合に限り行なうも

のとする。

三、前項の在職期間の合算是、第二条第一号に掲げる者に該当する労務者としての在職期間及びその期

間の終了の日又はその翌日(当該翌日及びこれに引き続く日が政令

ないということに了解をいたしておる

ます。

昭和三十八年五月九日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 重宗雄三殿 同

よつて国会法第八十三条により送付

する。

族に対し、特別給付金を支給する

ことができる。

2 第二条第一号に掲げる者に該当する労務者が前項に規定する理由の発生に伴い離職を余儀なくされ、又は業務上死亡した場合にお

いて、その者が当該労務者として在職した期間の前に次の各号に掲げる者として在職したことがあるときは、前項の規定の適用につい

ては、それらの者としての在職期間を当該労務者としての在職期間に合算した期間を当該労務者としての在職期間とみなす。

中山 福藏君	杉浦 武雄君	野溝 勝君	松本治一郎君
小山邦太郎君	林屋龜次郎君	羽生 三七君	曾祢 益君
高橋進太郎君	鹿島守之助君	國務大臣	
斎藤 昇君	野本 品吉君	内閣總理大臣	池田 美人君
小宮市太郎君	矢山 有作君	外務大臣	大平 正芳君
柳岡 秋夫君	吉田忠三郎君	郵政大臣	小沢久太郎君
瀬谷 英行君	村山 道雄君	國務大臣	志賀健次郎君
渡辺 勤吉君	後藤 義隆君	政府委員	
豊瀬 賢一君	林田 正治君	内閣法制局長官	林 修三君
林田 正治君	武内 五郎君	内閣法制局	
柴谷 要君	小柳 勇君	第一部長	山内 一夫君
北村 幕君	前田 久吉君	総理府總務長官	徳安 実蔵君
白井 勇君	松澤 兼人君	監察	
中村 順造君	下村 定君	審査報告書	
加藤シヅエ君	木村梧八郎君	〔第十六号參照〕	
阿部 竹松君	戸叶 武君		
岩間 正男君	小林 武君		
松本 賢一君	杉山善太郎君		
高山 恒雄君	千葉千代世君		
永末 英一君	基 政七君		
横川 正市君	鈴木 強君		
鈴木 寿君	占部 秀男君		
田上 松衛君	向井 長年君		
加瀬 完君	阿貝根 登君		
近藤 信一君	田畑 金光君		
天田 勝正君	米田 獅君		
成瀬 幡治君		昭和三十八年三月二十八日	
小酒井義男君		外務委員長	
村尾 重雄君		代理理事	
大和 与一君		井上 清一	
岡田 宗司君		參議院議長重宗雄三殿	

〔第十六号参照〕

連議定書の締結について承認を求める件

等との交渉の結果に關する諸文書の締結について承認を求めるの件
右多數をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

審査報告書
千九百六十年の海上における人命の安全のための国際条約の締結について承認を求める件
右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

私的独占の禁止及び公正取引の確
保に関する法律の一部を改正する
法律案

要領書

本法律案は、公正取引委員会の
委員会の決定の理由
務局の定員を現行より六名増加

參議院議長重宗雄三殿
商工委員長赤間文一
要領書

報告文之

的独占の禁止及び公正取引の確
に關する法律の一部を改正する
法律案

審查報告書

別に費用を要しない。一

「なるほど、なるほど。」久作が語り、
妥当な措置と認めた。

たるわが国にとり各種の便益を受

受諾により、人命のいつそうの安

歩、原子力船の出現等に伴い改正されたものであつて、この条約の

作成された現行条約と趣旨において同様であるが、その後の技術の進

この条約は、一千九百四十八年に

要領書

要領書

昭和三十八年三月二十八日

要領書

昭和三十八年五月十五日 参議院会議録第十九号

るため、大臣官房に国際資料部を設置するとともに、在外公館の増強等に伴い、外務省の職員の定員を増加しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため必要な経費として、一億一千三百二十六万二千円

が、昭和三十八年度一般会計予算に計上されている。

審査報告書

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十八日

委員長 労働 加瀬 完

參議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、遺族給与金を年金化し、準軍属及びその遺族に対する給付要件を緩和し、特殊勤務に服した南滿州鉄道株式会社の職員等を軍属として処遇するほか、特別弔慰金の支給要件を緩和すると

ともに、長期入院の帰還患者に療養手当を支給することとする等、戦傷病者、戦没者遺族等の待遇の改善を図ろうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認められる。

二、費用

本法施行に要する費用は、八千八百万円であつて、昭和三十八年度一般会計予算に計上される。

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

審査報告書

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十八日

委員長 労働 加瀬 完

參議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、戦没者等の妻の置かれている特別の事情にかんがみ、特別給付金を支給しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙のとおり附帯決議を付した。

二、費用

本法施行に要する費用は、四十四億円であつて、昭和三十八年度一般会計予算に計上されている。

一般会計予算に計上され

附帯決議

一、戦争による犠牲は、戦地、内地を問わず、国民のその苦痛は堪えきるものがある。政府はこれ等の

実情にからみ援護措置を考慮すべきである。

審査報告書

薬事法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十八日

委員長 労働 加瀬 完

參議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、戦没者等の妻の置かれている特別の事情にかんがみ、特別給付金を支給しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

ともに、薬局、一般販売業及び薬種商について、これらの適正配置を図らうとするもので、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行に要する費用は、四十億円があつて、昭和三十八年度一般会計予算に計上され

別に費用を要しない。

二、費用

審査報告書

地方税法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十八日

委員長 行政 石谷 憲男

參議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、(一)電気ガス税の税率を八%(現行九%)とし、市町村たばこ消費税の税率を十三、四%(現行十二%)とすること(二)国民健康保険税に關し、所得額が、九万円に政令で定める金額をえた額以下の納稅義務者に対し、政令の基準にしたがい、条例で均等割、平等割額を減額するものとする等

税である入猟税を創設するものとしたこと(四)徴収制度に關し、延滞金及び延滞加算金を統合、軽減するなどのほか、その改善合理化をはかつたと等を主な内容とするもので、おおむね妥当なものと認めた。

二、費用

市町村たばこ消費税の税率引上

げによる增收額は初年度約五十二億円が見込まれ、昭和三十八年度

政府関係機関予算(専売公社事業費)に必要額が計上されている。

国民健康保険税の減税額は約四十億円とされ、これに伴う措置に

必要な経費は、昭和三十八年度一般会計予算厚生省所管に計上され

ている。

審査報告書

地方交付税法等の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十八日

委員長 行政 石谷 憲男

參議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、薬局及び一般販売業の管理が十分に行なわれるよう

に薬局等の規模に応じて所要員数の薬剤師を置くべきものとする

目的

を規定する。

昭和三十八年三月二十八日

委員長 行政 石谷 憲男

參議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、薬局及び一般販売業の管理が十分に行なわれるよう

に薬局等の規模に応じて所要員数の薬剤師を置くべきものとする

目的

を規定する。

昭和三十八年三月二十八日

參議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、薬局及び一般販売業の管理が十分に行なわれるよう

に薬局等の規模に応じて所要員数の薬剤師を置くべきものとする

目的

を規定する。

昭和三十八年三月二十八日

參議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、薬局及び一般販売業の管理が十分に行なわれるよう

に薬局等の規模に応じて所要員数の薬剤師を置くべきものとする

目的

を規定する。

昭和三十八年三月二十八日

參議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、薬局及び一般販売業の管理が十分に行なわれるよう

に薬局等の規模に応じて所要員数の薬剤師を置くべきものとする

目的

を規定する。

昭和三十八年三月二十八日

參議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、薬局及び一般販売業の管理が十分に行なわれるよう

に薬局等の規模に応じて所要員数の薬剤師を置くべきものとする

目的

を規定する。

昭和三十八年三月二十八日

參議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、薬局及び一般販売業の管理が十分に行なわれるよう

に薬局等の規模に応じて所要員数の薬剤師を置くべきものとする

目的

を規定する。

昭和三十八年三月二十八日

參議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、薬局及び一般販売業の管理が十分に行なわれるよう

に薬局等の規模に応じて所要員数の薬剤師を置くべきものとする

目的

を規定する。

昭和三十八年三月二十八日

參議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、薬局及び一般販売業の管理が十分に行なわれるよう

に薬局等の規模に応じて所要員数の薬剤師を置くべきものとする

目的

を規定する。

昭和三十八年三月二十八日

參議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、薬局及び一般販売業の管理が十分に行なわれるよう

に薬局等の規模に応じて所要員数の薬剤師を置くべきものとする

目的

を規定する。

昭和三十八年三月二十八日

參議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、薬局及び一般販売業の管理が十分に行なわれるよう

に薬局等の規模に応じて所要員数の薬剤師を置くべきものとする

目的

を規定する。

昭和三十八年三月二十八日

參議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、薬局及び一般販売業の管理が十分に行なわれるよう

に薬局等の規模に応じて所要員数の薬剤師を置くべきものとする

目的

を規定する。

昭和三十八年三月二十八日

參議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、薬局及び一般販売業の管理が十分に行なわれるよう

に薬局等の規模に応じて所要員数の薬剤師を置くべきものとする

目的

を規定する。

昭和三十八年三月二十八日

參議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、薬局及び一般販売業の管理が十分に行なわれるよう

に薬局等の規模に応じて所要員数の薬剤師を置くべきものとする

目的

を規定する。

昭和三十八年三月二十八日

參議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、薬局及び一般販売業の管理が十分に行なわれるよう

に薬局等の規模に応じて所要員数の薬剤師を置くべきものとする

目的

を規定する。

昭和三十八年三月二十八日

參議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、薬局及び一般販売業の管理が十分に行なわれるよう

に薬局等の規模に応じて所要員数の薬剤師を置くべきものとする

目的

を規定する。

昭和三十八年三月二十八日

參議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、薬局及び一般販売業の管理が十分に行なわれるよう

に薬局等の規模に応じて所要員数の薬剤師を置くべきものとする

目的

を規定する。

昭和三十八年三月二十八日

參議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、薬局及び一般販売業の管理が十分に行なわれるよう

に薬局等の規模に応じて所要員数の薬剤師を置くべきものとする

目的

を規定する。

昭和三十八年三月二十八日

參議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、薬局及び一般販売業の管理が十分に行なわれるよう

に薬局等の規模に応じて所要員数の薬剤師を置くべきものとする

目的

を規定する。

昭和三十八年三月二十八日

參議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、薬局及び一般販売業の管理が十分に行なわれるよう

に薬局等の規模に応じて所要員数の薬剤師を置くべきものとする

目的

を規定する。

昭和三十八年三月二十八日

</div

み、私立学校振興会が私学振興債

券を発行することができるこ

とすること、私立学校振興会の財務及び会計に関する規定を整備すること等の改正を加えることを内容とするものであり、妥当な措置と認めた。

二、費用
本法施行のためには別に経費を必要としない。

審査報告書

昭和三十六年度一般会計予備費使

用総調書(その2)

昭和三十六年度特別会計予備費使

用総調書(その2)

昭和三十六年度特別会計予算総則

第十一条に基づく使用総調書(そ

の2)

昭和三十六年度特別会計予算総則

第十二条に基づく使用総調書(そ

の2)

昭和三十六年度特別会計予算総則

第十三条に基づく使用総調書

右多數をもつて承諾をうべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十七日

決算委員長 鈴木 寿

参議院議長重宗雄三殿

要領書

委員会の決定の理由

一、昭和三十六年度一般会計予備費

の予算額は二百二十億円であつて、このうち、昭和三十七年一月

十二日から同年三月二十九日までの間ににおいて使用した金額は七十

七億八千六百万円余である。

二、昭和三十六年度各特別会計予備費の予算額は一千三百一億八千七百万円余であつて、このうち、昭和三十七年一月十一日から同年三月二十七日までの間ににおいて使用した金額は一百四十三億一千一百万円余である。

三、昭和三十六年度特別会計予算総則第十一条の規定に基づき使用した総額は五十三億二千二百万円余で、このうち、昭和三十七年三月三十日に使用した金額は二十八億一百万円である。

四、昭和三十六年度特別会計予算総則第十二条の規定に基づき使用した総額は一百二十五億七千五百万円余で、このうち、昭和三十七年二月二十日から同年三月三十日までの間ににおいて使用した金額は八十五億二千八百円余である。

た金額は八十五億三千万円である。

以上五件について審査した結果、いずれも適当な支出であると認められた。

参議院会議録第十八号中正誤

正誤段行

正 誤 段 行 二 六

から終り

昭和三十八年五月十五日 参議院会議録第十九号

明治二十五年三月三十日第三種郵便物認可

定価一部十五円
(ただし良質紙は二十円
郵送料とも)

発行所 東京都港区赤坂一丁目二番地
大蔵省印刷局 電話東京六一〇〇〇〇

官

代代代
代代代
代代代
代代代